次世代を担う「人づくり」に向けた少子化対策と子どもの貧困対策の抜本強化（案）

28.7.28　全国知事会

～ 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の充実と
厳しい環境にある子どもや保護者等への支援策の抜本強化　など　～

は　じ　め　に

現在、我が国は少子化がもたらす国家的な課題に直面しています。将来にわたり我が国が活力を維持し成長し続けていくためには、この少子化という根本的な課題に真正面から取り組まなければなりません。

少子化に歯止めをかけるためには、産業振興による安定した雇用創出や都市・地方間の新しい人の流れの創出など総合的な対策が必要となりますが、結婚、妊娠・出産、子育てへの支援、いわゆる「狭義の少子化対策」を進めるためには、若い世代の希望が叶い安心して結婚、妊娠・出産、子育てのできる環境の整備に向け、各ライフステージに応じた対策を抜本強化するとともに、社会全体で若い世代の結婚を応援する機運の醸成を図っていく必要があります。とりわけ、独身者が生活の多くを過ごす企業・団体の結婚支援の取組をより大きなものとすることが求められています。

また、子どもの貧困という問題に目を転じてみれば、およそ６人に１人の子どもたちが貧困の状態にあります。さらには、一定数の子どもたちが、生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭における教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、学力の未定着や進学の断念、児童虐待、いじめなどといった困難な状況に置かれています。

大人の貧困と子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、教育費負担の軽減をはじめ、出生前から就職に至るまでのライフステージの各段階に応じた切れ目のないきめ細かな支援策を総合的に行っていくことが求められています。

こうした中、国においては、先月２日「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、我が国の経済成長の隘路の根本にある人口減少、少子高齢化という構造的な問題への対応を最重要課題と位置付け、希望どおりに働き、結婚、出産、子育てができる環境を早急に整えるため、対策を講ずることとしています。

以上の諸点を踏まえ、国・地方はもとより企業・団体などが協働し、若い世代の結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるとともに、一人一人の子どもたちが、自身の努力の及ばない不利な環境により将来への道を閉ざされることのないよう、少子化対策と子どもの貧困対策の抜本強化に向け、総合的な支援策についての提言を行います。

平成２８年７月２８日

全国知事会　次世代育成支援対策プロジェクトチーム・リーダー
高知県知事　尾﨑　正直

少子化は国家的な危機をもたらす課題

少子化の問題は、1970年代には顕在化していたにも関わらず、その取り組みは諸外国と比較しても１世代遅れており、深刻さを増している。
このまま出生率が大きく改善しなければ、今の子どもたちが社会を支える時代には、我が国全体の活力が失われる。

○高齢者1人を支える現役世代の人数

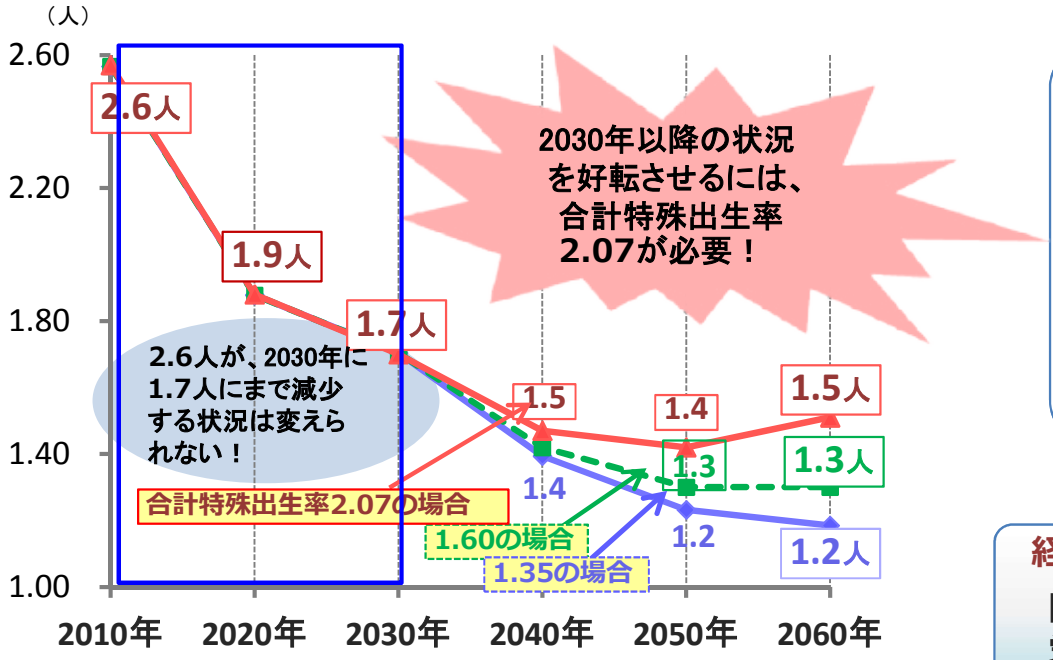

（注）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成24年1月）をもとに推計
（1.35の場合：中位推計、1.60の場合：高位推計、2.07の場合：中位推計をもとに高知県で独自推計）

【高齢世代と現役世代の比率変化（イメージ）】

（65歳以上）　（20～64歳）

現在：ほぼ「騎馬戦型」

高齢者1人を支える人数
2.6人

50年後：「肩車型」

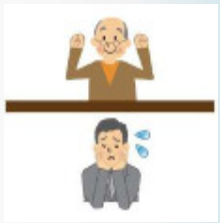

高齢者1人を支える人数
1人

○人口減少が社会にもたらす深刻な影響

経済の安定成長阻害
国内市場の縮小と労働力人口の不足

社会保障制度の崩壊
高齢者の急増による負担増大と供給不足

小規模自治体の消滅
都市への人口流出により格差が拡大

少子化による人口減少問題の克服に向けて、国を挙げた少子化対策に、今こそ大胆かつ長期的に取り組まなければならない！
そのためには、出生率を回復させた諸外国の例も参考にし、少子化対策の更なる抜本強化とこれまでの延長線上にはない規模の安定した財源の確保が必要！

少子化対策の抜本強化に向けた「４つの重点施策」

人口減少の負のスパイラルをプラスのスパイラルに転換！

- **A** 地域地域に、産業振興による安定した雇用を創出する
- **B** 若者の地方からの流出の防止や移住の促進などにより新しい人の流れをつくる
- **C** 特に、出生率の高い地域で若者を定着・増加させる
- **D** 結婚・妊娠・出産・子育ての希望を叶える

結　婚

【重点施策１】
結婚の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ 地域少子化対策重点推進交付金の充実
- ◆ 社会全体で若い世代の結婚を応援する機運の醸成に向けた施策の強化
- ◆ 結婚を応援する経済的支援策の充実・強化

×

妊娠・出産

【重点施策２】
妊娠・出産の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ ライフプランの形成促進
- ◆ 不妊治療への支援の拡充
- ◆ 小児・周産期医療の充実

×

子育て

【重点施策３】
子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

- ◆ 子育て中も就業が可能となる多様な保育サービスの拡充
- ◆ 子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減
- ◆ 仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直し

【重点施策４】
子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

- ◆ 完全実施に向けた１兆円超の財源確保
- ◆ 様々な課題の改善方策等の検討

官民協働による、社会全体で結婚から子育てまでを応援する機運の醸成

（参考）合計特殊出生率を２．０７（人口置換水準）にするためには

少子化の原因である２つの要素

①未婚化・晩婚化・晩産化の進行

□男性の5人に1人、女性の10人に1人が50歳時点でも未婚

□平均初婚年齢と出産年齢の上昇

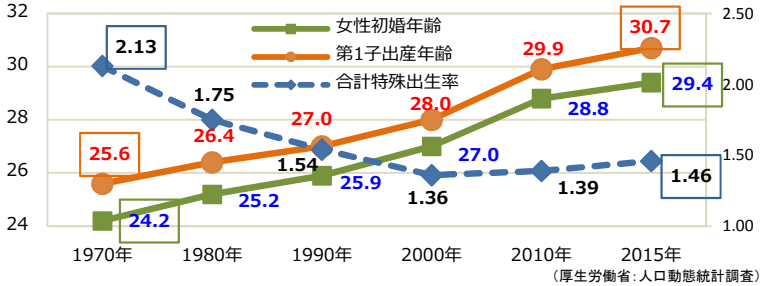

（厚生労働省：人口動態統計調査）

□結婚できない要因の第一は「出会いの機会が不足」

未婚女性の89.4%、未婚男性の86.3%が「いずれは結婚したい」と希望

（国立社会保障・人口問題研究所：H22出生動向基本調査）

⇒結婚できない理由：「適当な相手に巡り合わない」がトップ

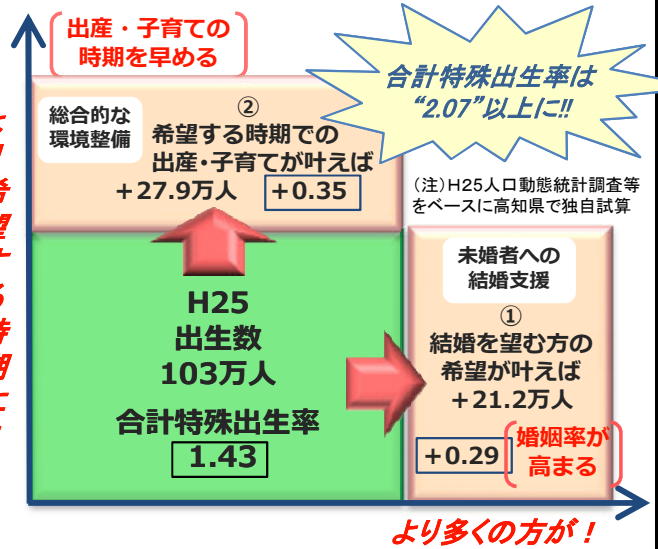

【参考：試算値の考え方】①未婚女性の89.4%（未婚者のうち結婚を希望する女性の割合）が既婚者に移行すると仮定し、移行した女性の数に各年代の既婚者の出生率を乗じて試算
②現在の第1子出産平均年齢より約５歳前倒しで出産すると仮定し、2012年時点で30～34歳、35～39歳の既婚女性の数に５歳前の年代の出生率を乗じて試算

②結婚しても理想の子どもの数をもてない。

□理想の子どもの数　2.42人
→予定する子どもの数　2.07人

仮に、既婚者が理想の子どもの数2.42を実現できたとした場合、
H25年の合計特殊出生率は　1.43　→　1.70

【参考：試算値の考え方】
H25年人口動態の女性人口にH22国調の有配偶等の率を乗じて有配偶者数を算出。
有偶者当たり理想の子ども数と完結出生児数(1.96)の差分が増えると仮定し試算。

○とりわけ負担の大きい子どもの教育費用（H26：万円）

教育費	公立	私立
幼稚園	66	149
小学校	193	922
中学校	145	402
高等学校	123	299
大学（学費、住居・食費、その他生活費等）	600	791
計	1,127	2,563

全て公立でも1千万超！私立ならさらに負担増!!

（幼稚園～高等学校：文部科学省「H26子どもの学習費調査」
／ 大学：日本学生支援機構「H26学生生活調査」

□理想の子どもの数を実現できない要因

■子育てや教育にお金がかかりすぎる
・子ども1人当たりの教育には、全て公立でも1千万円超の費用が必要

■子育てと仕事の両立が困難
・夫の休日の家事・育児時間がゼロと２～４時間では、第２子以降の出生割合に３倍以上の差

○ 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合

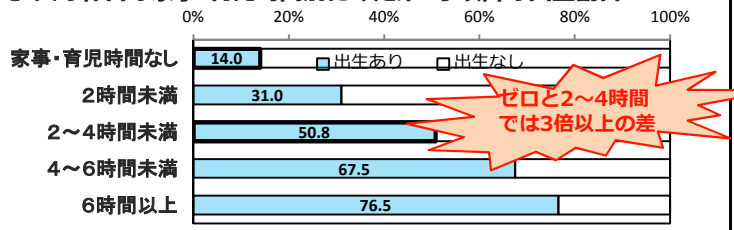

（厚生労働省：H24第11回21世紀成年者調査）

経済面の支援

【重点施策１】結婚の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

結婚を応援する経済的支援策の充実・強化

【重点施策２】妊娠・出産の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

不妊治療への支援の拡充

【重点施策３】子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

段階的な幼児教育・保育の無償化の実現

無利子奨学金の拡充と所得連動型奨学金の創設

子どもの医療に関わる全国一律の制度の構築

子育て世帯への低廉で良質な住まいの提供

多子世帯に有利な税制・年金制度等の検討

【重点施策４】子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

新制度の完全実施に向けた財源の確保

経済面以外の支援

【重点施策１】結婚の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

地域少子化対策重点推進交付金の充実

社会全体で若い世代の結婚を応援する機運の醸成に向けた施策の強化

【重点施策２】妊娠・出産の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

ライフプランの形成促進
小児・周産期医療の充実

【重点施策３】子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

待機児童解消に向けた対策の抜本強化と加速化

病児保育事業などの保育サービスの拡大

仕事と子育てを両立できる職場環境づくりと男性の育児参画に向けた機運の醸成

【重点施策４】子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

様々な課題の改善方策等の検討

【少子化対策・重点施策１】結婚の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

○地方の実情に応じた取組もあり、合計特殊出生率は上昇傾向！！

H21を起点とした合計特殊出生率の状況（都道府県数）

	H23	H25	H27
0.15以上増		4	13
0.1以上～0.15未満増	8	13	20
0.1未満増	39	30	14
計	47	47	47

（厚生労働省：人口動態統計調査）

○少子化の要因である未婚率の上昇に歯止めがかからない！

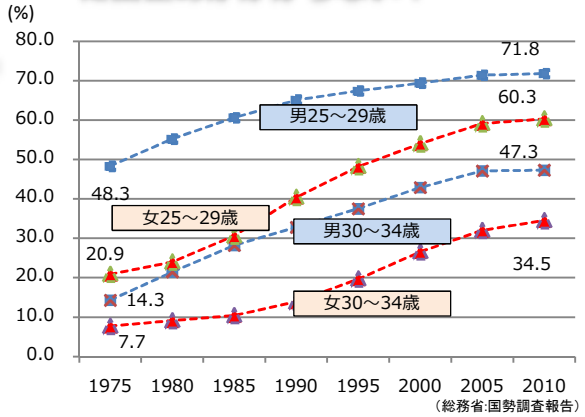

（総務省:国勢調査報告）

○結婚できない理由は「適当な相手に巡り合わない」が圧倒的！

（国立社会保障・人口問題研究所：H22出生動向基本調査）

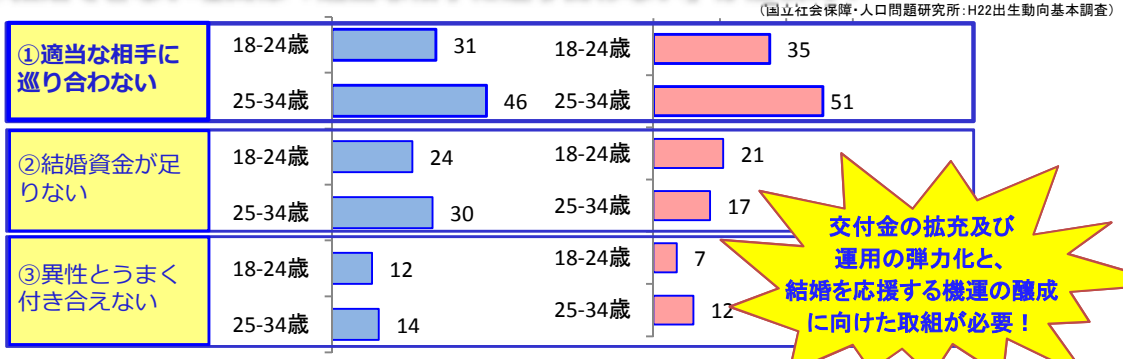

交付金の拡充及び運用の弾力化と、結婚を応援する機運の醸成に向けた取組が必要！

○この50年で結婚のきっかけには大きな変化！

（国立社会保障・人口問題研究所：H22出生動向基本調査）

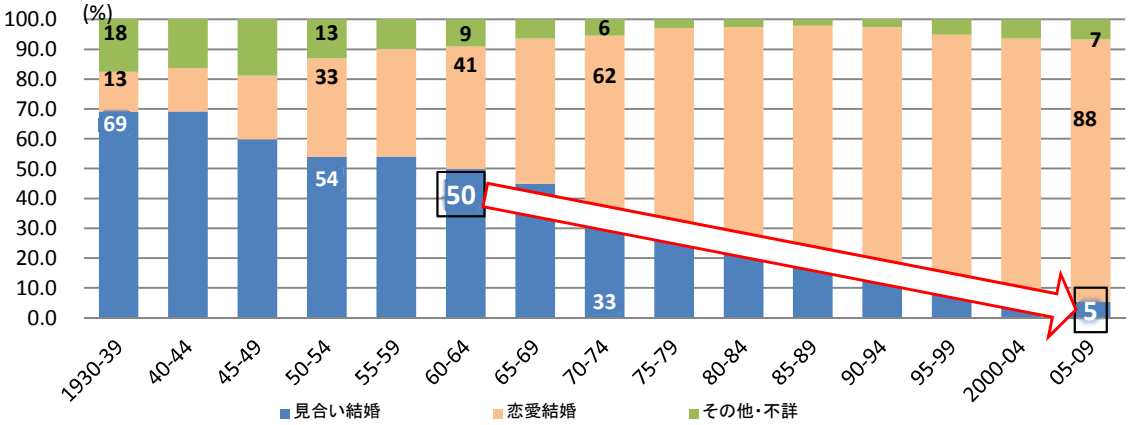

※見合いには、「見合い」と「結婚相談所」を含む。

（1）地域少子化対策重点推進交付金の充実を！

①当初予算での規模拡大を

○これまでの交付金活用事業は大きな効果（別紙１）

自治体の取組をさらに継続・発展すべき

○企業・団体が行う結婚支援を充実すべきとの新たな要請も（下記（２）参照）

②運用の弾力化を

○乳児期のみならず子育て期全般に関する取組を対象事業に追加

○審査の簡素化、弾力化　など

（2）社会全体で若い世代の結婚を応援する機運の醸成に向けた施策の強化を！

別紙2

○結婚支援を行っている企業・団体に対する認定制度の創設、くるみん・プラチナくるみん制度の拡充

～（仮称）「マリッジくるみん」の創設等～

○企業・団体が自治体と連携して行う結婚支援の取組を交付金の対象事業に追加

～『民』の結婚支援にもスコープを広げる～

（3）結婚を応援する経済的支援策の充実・強化を！

・結婚新生活支援事業費補助金の当初予算計上による制度の恒久化

・結婚する若者向け住宅の供給促進、多世代同居や近居住宅への支援

・若者の安定した雇用に向けた就職支援・職場定着支援、非正規職員の正規社員への転換や待遇改善施策の充実

【別紙１】地域少子化対策強化交付金を活用した取組事例

◎地域少子化対策強化交付金の創設によって、各自治体の少子化対策が大きく前進！

～これらの取組を地域の実情に応じて継続して実施するためにも、交付金の総額の拡充と運用の弾力化が必要！～

結婚

出会いの機会の提供

山形県　**やまがた結婚サポートセンター広域展開事業(H26)**

・センターの設置と合わせて、出張会員登録会や一時的な支所開設による会員拡大の取組を実施

会員数1,301人、お見合い459組
交際成立152組、成婚数21組

※結婚サポートセンター事業全体のH27実績
会員数16,189人、お見合い4,344組
交際成立1,768組、成婚数395組
（全国照会結果を元に作成(センター事業に交付金を活用した15道県の合計)）

結婚や家族の良さなどの啓発

大分県　**若い世代への結婚・出産・子育てポジティブキャンペーン(H27)**

・多様な広報媒体を活用した情報発信の実施

（実績）映画館CM3作品644回視聴20,100人など

ほか、北海道、青森、秋田、山形、宮城、群馬、三重、京都、和歌山、岡山、広島、徳島、香川、福岡、鹿児島

地域全体で取組む機運の醸成

兵庫県　**少子対策ﾈｯﾄﾜｰｸ構築事業(H27)**

・若者から祖父母世代まで、子育てに関わる当事者全員参加型のフォーラムを実施

（実績）ﾌｫｰﾗﾑ3回実施、参加者数（計画）1,500人→実績：2,210人

ほか、青森、栃木、群馬、富山、石川、福井、岐阜、三重、京都、大阪、鳥取、島根、徳島、香川、福岡、熊本、宮崎

妊娠・出産

ライフプランの形成促進

島根県　**生の楽習講座事業(H27)**

・児童・生徒、保護者及び地域住民を対象とした助産師による出前講座

（実績）200回実施、受講者数12,305人、うち意識が変わったと回答した受講者の割合93%

ほか、秋田、山形、栃木、群馬、埼玉、神奈川、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

不妊への総合的な支援

富山県　**男女で取り組む不育症・不妊症対策推進事業(H26)**

・妊娠しても出産に至らない「不育症」や認知度の低い「男性不妊症」に関する県民ﾌｫｰﾗﾑを開催

（実績）ﾌｫｰﾗﾑ1回実施、参加者数(計画)150人→実績：約300人
うち内容を理解できた参加者98.3%

ほか、栃木、静岡、長野、徳島、熊本

安全・安心な周産期医療体制の充実

福島県　**産後ママサポート事業(H27)**

・助産所と連携した家庭に近い環境での産後ケア

（実績）宿泊ケア90組延べ530日、日帰りケア96組延べ112日

ほか、山形、滋賀、京都、鳥取、広島、徳島、長崎

子育て

男性の家事・育児参画の促進

愛知県　**あいちイクメン推進事業(H27)**

・あそびの体験プログラムを通じて、父親が子育てを楽しむきっかけを提供し、積極的な育児参加を促進

（実績）参加者数（計画)1,100人→実績：1,518人

ほか、青森、岩手、栃木、群馬、富山、岐阜、三重、京都、兵庫、奈良、島根、広島、山口、香川、愛媛、福岡、宮崎

仕事と育児が両立可能な職場風土の醸成

滋賀県　**企業子育てがっちりサポート事業（H27)**

・仕事と子育てを両立できる職場づくりのためのコンサルティング・ワークショップ等の実施

（実績）企業訪問300社、うち意欲的な30社にコンサルティング150回実施、ワークショップ参加後の意識変化83.3%

ほか、茨城、神奈川、新潟、石川、岐阜、静岡、富山、三重、徳島

企業の子育て環境整備の取組の「見える化」

三重県　**企業子宝率調査事業（H27)**

・企業子宝率の調査を実施し、調査結果を元に優良事例の表彰及び冊子掲載による情報発信

（実績）調査協力企業(計画)300社→実績：602社

ほか、山梨、静岡、佐賀

切れ目のない総合的な支援体制づくり

高知県　**高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナーの拡充、強化(H27)**

・助産師による相談対応及び子育て支援拠点への相談支援**（実績）応援コーナー相談件数699件（うち子育て218件）、市町村相談支援22か所110件**

全国から提供いただいた資料をもとに作成。

【別紙２】社会全体で若い世代の結婚を応援する機運の醸成に向けた施策の強化！

現　状　と　課　題

○平均初婚年齢、第１子出産年齢の上昇傾向が止まらない！

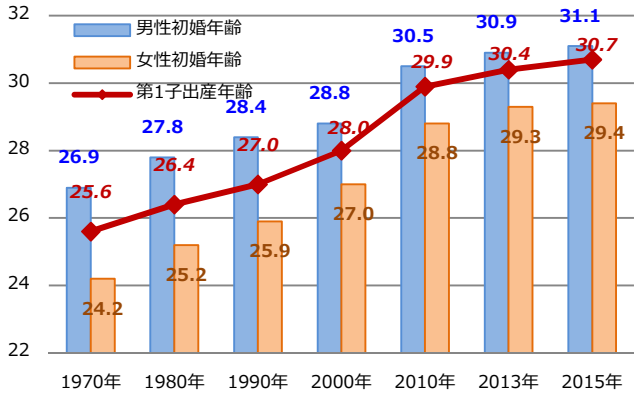

（厚生労働省：人口動態統計調査）

○平均出生子ども数は結婚年齢が30歳を超えると大きく減少！

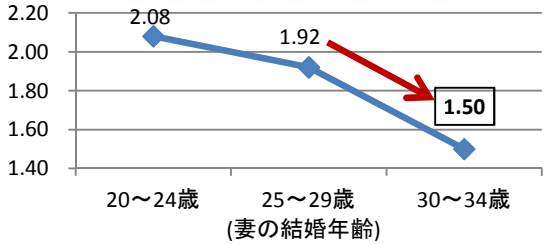

○一方で、未婚者の結婚を希望する割合は約９割と高い！

生涯のうち「いずれ結婚するつもり」
男性86.3%　女性89.3%

（国立社会保障・人口問題研究所：H22出生動向基本調査）

結婚の希望を「より早く」「より多く」叶えることで出生率は向上する！

○この50年で結婚のきっかけには大きな変化！

（国立社会保障・人口問題研究所：H22出生動向基本調査）

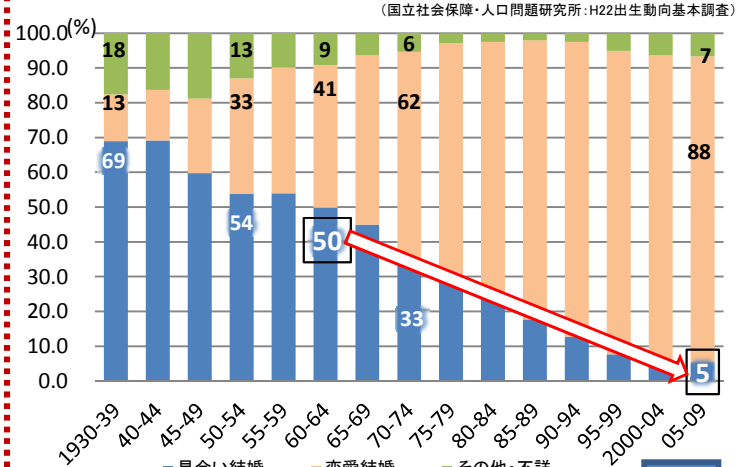

（参考）地域の子育て支援が重要だと考える方は全体の９割以上！

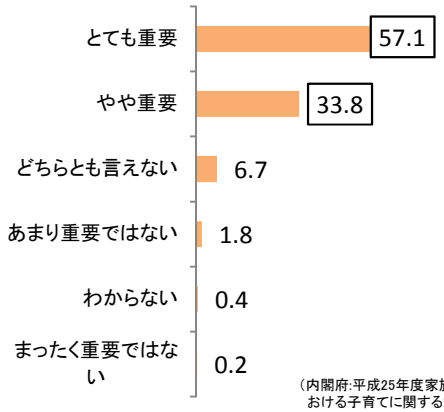

（内閣府：平成25年度家族と地域における子育てに関する意識調査）

社会全体で結婚を応援する機運の醸成と結婚希望者をサポートする体制づくりが必要！

提　言

社会全体で後押しするためには、独身者が生活の多くを過ごす職場における結婚支援の充実が喫緊の課題！

しかし、企業・団体が行う結婚支援の取組に対しては、制度的な支援や財政支援がない！

提言

1．結婚支援を行っている企業・団体に対する認定制度の創設、くるみん・プラチナくるみん制度の拡充を！
～（仮称）「マリッジくるみん」の創設等～

2．企業・団体が自治体と連携して行う結婚支援の取組を地域少子化対策重点推進交付金の対象事業に追加！
～『民』の結婚支援にもスコープを広げる～

«例えば»
(仮称)「マリッジくるみん」の認定を受けた
企業・団体が行う事業を支援
・自社/団体の従業員に対する結婚支援の取組
・地域の独身者を対象とした結婚支援の取組
（婚活イベントの実施、ライフプランセミナーの開催等）　など

①交付金によって各自治体の少子化対策が大きく前進
②企業・団体が行う結婚支援の取組に対象事業を拡大
⇒当初予算の総額拡充を！

（参考）企業・団体が行う結婚支援の取組に対する支援

	結　婚	妊娠・出産・子育て
民間の取組への支援 認定制度	結婚支援を行っている企業・団体に対する認定制度がない！	**くるみん・プラチナくるみん** **～次世代育成支援対策推進法に基づく厚生労働大臣の認定～** ○ 対象：一般事業主行動計画を策定・実施し、目標を達成した企業等 ○ 優遇措置：くるみん税制（次世代育成支援対策資産の割増償却制度） 日本政策金融公庫による低利融資（設備投資・運転資金）など ◆【認定数】くるみん：2,484社　うちプラチナくるみん：79社（H28.3末） **えるぼし** **～女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣の認定～** ○ 対象：一般事業主行動計画を策定・実施し、目標を達成した企業等 ○ 優遇措置：女性活躍加速化助成金（認定が支給要件） 日本政策金融公庫による低利融資（設備投資・運転資金）など ◆【認定数】えるぼし：46社（H28.3末）
地方自治体の取組への支援	○地域少子化対策強化交付金　地方自治体を対象に地域独自の先駆的な取組を支援 ・平成25年度補正予算30.1億円 ・平成26年度補正予算30.1億円 ○地域少子化対策重点推進交付金　地方自治体を対象に先駆的な取組、優良事例の横展開を支援 ・平成27年度補正予算25億円 ・平成28年度当初予算5億円	現行の交付金は結婚支援も対象だが、民間の取組が対象になっていない！

【少子化対策・重点施策２】妊娠・出産の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

○母の年齢と自然流産率

厚生労働省:「不妊に悩む方への特定治療支援事業等のあり方に関する検討会」報告書から抜粋

年齢区分	妊娠例数	自然流産例数	自然流産率(%)
24歳以下	90	15	16.7
25～29歳	673	74	11.0
30～34歳	651	65	10.0
35～39歳	261	54	20.7*
40歳以上	92	38	41.3*
合計	1,767	246	13.9

*25～29、30～34歳の群と比較して有意差あり（p <0.01）

資料:虎ノ門病院産婦人科1989.1～1991.7データ
母体年齢と流産　周産期医学vol.21 no.12,1991-12

○特定不妊治療の助成件数は年々増加

（内閣府:少子化社会対策白書）

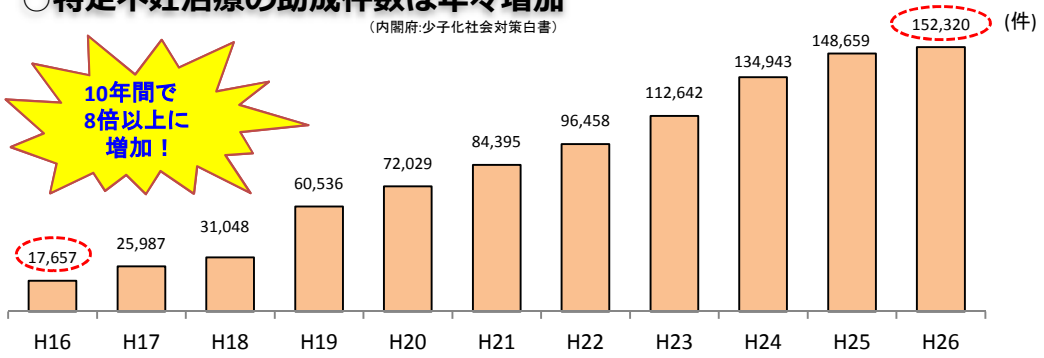

○分娩取扱医師数の動向（2012年と2006年との比較）

(1) ライフプランの形成促進を！

・諸外国の例を参考にした、国レベルでの妊娠・出産に関する正しい医学的知識の普及・啓発の実施

・企業等によるキャリア形成の支援

(2) 不妊治療への支援の拡充を！

・特定不妊治療の助成額引上げや助成回数上限の緩和（例えば第2子以降)、一般不妊治療への助成、不妊治療の保険適用化 など

(3) 小児・周産期医療の充実を！

・地域医療介護総合確保基金などの財源の安定的確保と、制度の自由度の向上による人材確保と環境整備

・離島等遠隔地から妊婦健診及び分娩の際に要する交通費負担等への支援

・大学や地域の教育病院等への人的･財政的支援による医師確保対策の強化

【少子化対策・重点施策３】子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

待機児童の増加 ○ 保育所入所待機児童数 （厚生労働省公表）

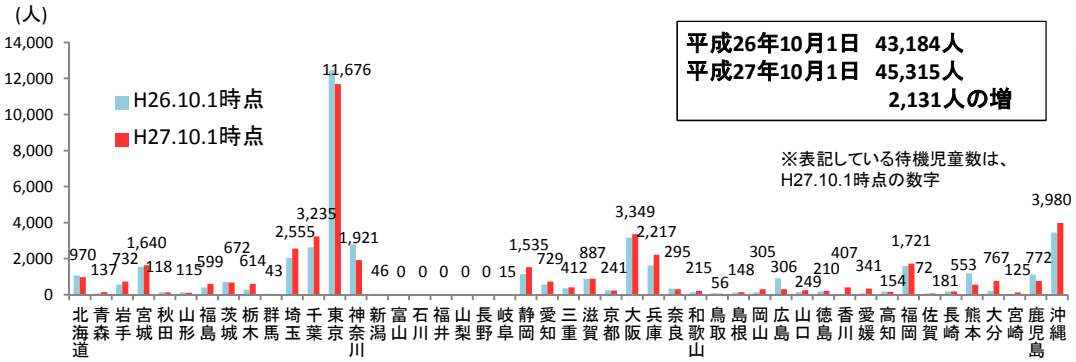

子育ての負担感 ○ とりわけ負担の大きい子どもの教育費用 (H26:万円)

教育費		公立	私立
合計		1,127	2,563
内訳	幼稚園	66	149
	小学校	193	922
	中学校	145	402
	高等学校	123	299
	大学（学費・住居等）	600	791

全て公立でも1千万円超！
全て私立なら約2千5百万円超！

（幼稚園～高等学校：文部科学省「H26子どもの学習費調査」／ 大学：日本学生支援機構「H26学生生活調査」）

男性の育児参加 ○ 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合

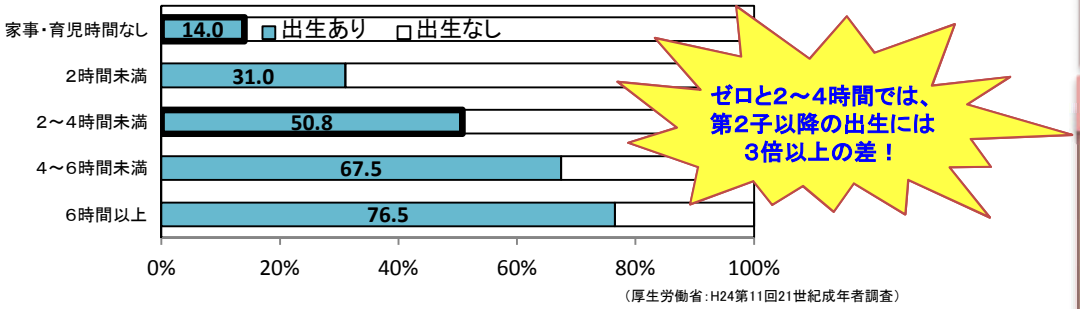

ゼロと2～4時間では、第2子以降の出生には3倍以上の差！

（厚生労働省：H24第11回21世紀成年者調査）

(1) 地域少子化対策重点推進交付金の対象事業の拡大を！

○乳児期のみならず子育て期全般に係る取組の対象事業への追加 <再掲>

(2) 子育て中も就業が可能となる多様な保育サービスの拡充を！

○ **待機児童の解消に向けた対策の抜本強化と加速化**
保育士の処遇改善、潜在保育士の就職・再就職支援の強化、保育の質の確保を含めた受け皿の拡大、離職防止のための働きやすい職場づくりや業務負担の軽減、保育所等の整備に係る財政支援の継続・拡充及び土地利用に関する税制優遇措置の創設

○ **病児保育事業などの保育サービスの拡大**
病児保育事業に係る医師や看護師、保育士の人材確保、スキルアップへの支援、ファミリー・サポート・センター事業の一層の拡充に向けた要件緩和

(3) 子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減を！

○ **段階的な幼児教育・保育の無償化の実現**
多子世帯やひとり親世帯に対する所得制限の緩和　など

○ **無利子奨学金の更なる拡充と所得連動返還型奨学金制度の創設**

○ **子どもの医療に関わる全国一律の制度の構築**

○ **国民健康保険制度における子どもの医療費助成に係る国庫負担金等の減額調整措置の早急な廃止**

○ **子育て世帯への低廉で良質な住まいの提供**
子育て世帯への住宅改修等への支援、多子世帯向け公営住宅の整備促進　など

○ **多子世帯に有利な税制・年金制度等の検討**
育児支援諸費用の税額控除制度の創設、所得税の世帯単位課税、年金の割増給付　など

(4) 仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直しを！

○ **仕事と子育てを両立できる職場環境づくりと男性の育児参画に向けた機運の醸成**
長時間労働の是正、イクボスの取組の推進、休暇制度の充実と制度を利用しやすい職場風土の醸成、育児休業取得期間の延長、育児休業給付金の支給期間延長と支給割合の引上げ、女性の復職・再就職への支援の拡充、キャリア形成支援　など

【少子化対策・重点施策４】子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

○ **子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた１兆円超の財源確保**

○ **新制度に係る様々な課題について、継続して改善方策等の検討を実施**
（例）３歳未満の在宅育児家庭の子どもに対する支援　など

（参考）少子化対策に係る全国知事会としての取組

	提言等項目	実現内容
結婚	◆少子化危機突破基金の創設（H25） ◆地域少子化対策強化交付金の恒久化（H27） ◆結婚や家庭の良さの啓発（H25～）	◆地域少子化対策強化交付金の創設（H25補正） ◆地域少子化対策重点推進交付金の当初予算化（H28当初） ◆結婚応援フォーラムの開催（H28）
妊娠出産	◆不妊治療への支援の拡充（H25～）	◆初回治療の助成額の増額（15万円→30万円）、男性不妊治療の助成の創設（H27補正）
子育て	◆段階的な幼児教育・保育の無償化（H25～） ◆ファミリー・サポート・センター事業の要件緩和（H26～） ◆高齢者からの所有資産の移転促進（H26） ◆子育て世帯へのサービス提供（H27） ◆待機児童の解消（H26～）	◆【多子世帯】年収約360万円未満世帯の同時入所要件撤廃、第2子半額、第3子無償化（H28当初） 【ひとり親世帯】年収約360万円未満世帯第1子半額、第2子無償化（H28当初） ◆人数要件が「100人相当以上」から「50人以上」に緩和（H26） ◆結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置制度創設（H27～） ◆子育て支援パスポート事業の全国展開開始（H28当初） ◆企業主導型保育事業の創設（H28当初） ◆保育コンシェルジュの設置促進、緊急的な一時預かり事業等の活用、地域の中での円滑な整備促進など（H27～）

子どもの貧困対策の推進
～厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化～

子どもたちの厳しい状況

経済的な面では

- １７歳以下の子どもの貧困率は１６.３％
  約６人に１人の子どもが貧困の状態
- 子どもがいる現役世帯のうち
  大人が一人の世帯の貧困率は５４.６％

経済的な要因のみならず

- 家庭の教育力の低下
- 地域の見守り機能の低下　など

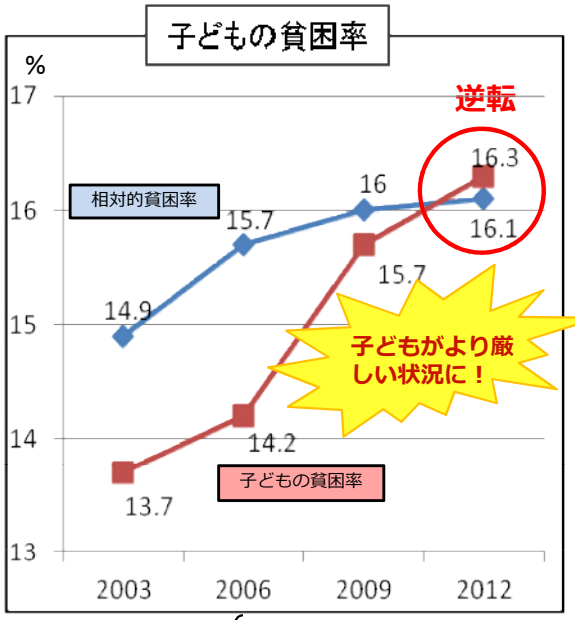

出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）

子ども一人一人が様々な厳しさに

- 学力の未定着
- 進学の断念
- いじめ
- 少年非行
- 児童虐待
- 不登校
- 中退
- 居場所がない

など

出典：福祉行政報告例（厚生労働省）

子どもの貧困問題は社会にとっても大きな損失

- 子どもの貧困の放置による社会的損失 ４兆円
  （15歳の1学年のみの試算）日本財団H27.12月ﾚﾎﾟｰﾄ

一人一人の子どもたちが、自身の努力の及ばない不利な環境により、将来への道を閉ざされることのないよう、夢と希望を持って、安心して育つことのできる環境整備が急務

- ◆ 子どもたち一人一人の将来のために、貧困の世代間連鎖を解消することは国全体で取り組むべき喫緊の課題！
- ◆ 取組の成果は、社会全体に様々な面で大きなプラスの効果をもたらす！
- ◆ 社会全体で厳しい環境にある子どもたちに目を向け、子どもたちの健やかな成長を見守ることが必要！

子どもの貧困対策の推進
～厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化～

一人一人の子どもたちが、夢と希望を持って、安心して育つことのできる環境整備を進めるためには、子どもたちの発達や成長の段階に応じた、きめ細かな総合的な支援策の充実・強化が必要

■幼少期においては、生活や就労面などを中心に保護者への手厚い支援策
■学齢を重ねるに従って、学びの場や居場所づくりなどといった子どもたち自身を見守り育てる支援策を充実

重点施策1

1 保護者等への支援策の抜本強化
～自立支援等による好循環の創出～

（1）保護者の子育て力の向上
①就学前の子どもの保護者への個別支援の充実
②親支援・親育ての促進

（2）母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の仕組みづくりによる児童虐待の防止
①子育て世代包括支援センターの設置促進
②市町村の子ども家庭相談体制の強化
③児童相談所の体制強化
④子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進

（3）住まい・就労・生活への支援
①ひとり親家庭への支援策の更なる拡充
②母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金の更なる充実

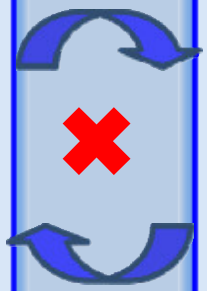

重点施策2

2 子どもたちへの支援策の抜本強化
～学ぶ意欲を支える学習支援等～

（1）学校をプラットホームとした支援策の充実・強化
①教職員定数の拡充
②放課後等における学習の場の充実
③地域と学校との連携・協働の強化
④教育相談体制の強化

（2）進学に向けた支援
①公私間格差の是正や給付型奨学金の創設など教育費負担の軽減

（3）社会的養護の充実
①家庭的養護等の推進
②児童養護施設等の自立支援体制の強化

重点施策3

都道府県の子どもの貧困対策計画等への支援

子どもの貧困対策の抜本強化　～「大人の貧困」と「子どもの貧困」の連鎖を断つ～

※ 自治体の主な取組をベースに作成

出生 ～ 乳幼児期 ／ 小学校 ／ 中学校 ／ 高等学校等

子どもたちへの支援策の抜本強化！

○里親委託や養子縁組の推進　○児童養護施設等における家庭的養護の推進　○児童養護施設等の自立相談支援体制の強化

社会的養護の充実

就学前教育の充実

子育て力向上への支援　保育料の軽減・無料化

加配保育士の配置拡充等　保育サービスの充実

保護者の子育て力の向上

学校をプラットホームとした支援策の充実・強化

健康的な体づくり＝乳幼児期からの健康的な生活習慣づくり　○「健康日本21」の推進

学力の向上＝教職員定数の拡充　○少人数・習熟度別指導など個に応じたきめ細かな学習指導の充実

学びの場づくり＝放課後等における学習の場の充実

○放課後等における学習支援の充実（学習支援員の配置拡充）

○放課後子ども総合プランの推進（放課後子ども教室・児童クラブの設置拡充・利用料減免等への支援）

○特に厳しい環境にある子どもたちの学びの場と居場所づくり

見守り体制の充実＝地域と学校との連携・協働の強化

○地域による学校支援活動

教育相談体制の強化

○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談支援

地域との連携協働

学校支援地域本部 ⇔（支援依頼／支援活動） 学校

学校支援ボランティア（地域住民等の参画）

妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援

子育て世代包括支援センターの設置促進

保健師・ソーシャルワーカー等

産前・産後ケア　乳児家庭全戸訪問　妊婦健診 乳幼児健診

アセスメント

地域の見守り体制

母子保健担当課 ⇔ 児童虐待担当課 ⇔ 児童相談所

民生委員・児童委員 ⇔ コーディネーター等

要保護児童対策地域協議会

住まいへの支援

○生活困窮者への住居確保給付金

○ひとり親家庭等の県住入居の優遇措置

就労への支援

○ファミリー・サポート・センター事業の普及推進

○ひとり親等の資格取得・就労支援策の充実・強化

○生活困窮者等の就労訓練事業所の確保と就労支援

非行防止対策

予防対策
○学校・警察連絡制度の効果的な活用
○民生児童委員等による見守り活動の実施

入口対策
○万引き・深夜徘徊防止
○効果的な普及啓発

立直り対策
○若者サポートステーションや少年サポートセンター等による就労支援

進学に向けた支援

○教育費負担の軽減
・公私間格差の是正
・給付型奨学金の創設　など

就労等に向けた支援

○若者の学びなおしと自立支援

生活への支援

○児童扶養手当の拡充　○各種貸付制度の充実（母子父子寡婦福祉資金等）

○教育費の確保と負担軽減　○生活扶助費・生活困窮者の家計相談支援　○養育費の確保

児童虐待防止対策の推進（子どもたちの命の安全・安心の確保）

児童相談所の体制強化　／　要保護児童対策地域協議会等の機能強化　／　地域における見守り活動の充実・強化

保護者等への支援策の抜本強化！

子どもの貧困対策計画の推進

【子どもの貧困対策・重点施策１】保護者等への支援策の抜本強化

子育て家庭の現状・児童虐待の現状

①子育てに対し悩みや不安を抱えている保護者が約４割
②H26年度の児童虐待対応件数は15年前の7.6倍！複雑・困難なケースも増加
③H25年度の心中以外の児童虐待死亡事例のうち、3歳未満の乳幼児の割合は66.6%
　H17年度から18.4ﾎﾟｲﾝﾄ増加

■子育てについての悩みや不安

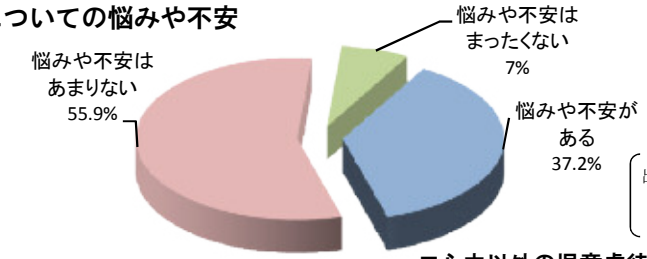

出典：家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究（平成20年度　文部科学省）

■児童相談所における児童虐待相談対応件数と児童福祉司数

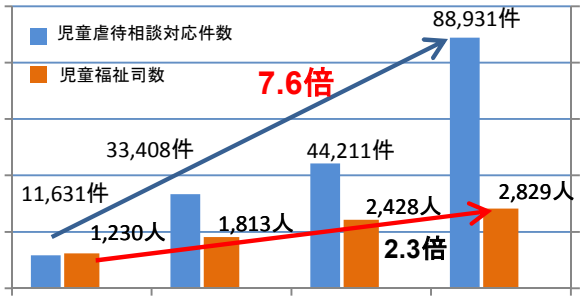

出典：福祉行政報告例、家庭福祉課調べ（厚生労働省）

■心中以外の児童虐待死亡事例の子どもの年齢別割合の推移

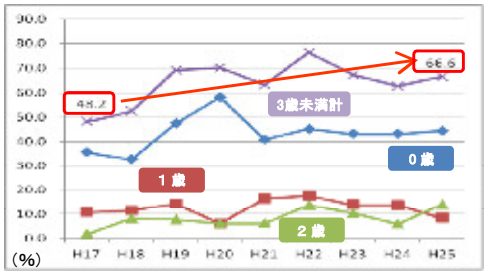

（ H17,18：1/1～12/31　H19：1/1～H20.3.31　H21～　年度 ）

出典：子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（厚生労働省 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）

ひとり親家庭の現状

① 大人が一人の子どもがいる現役世帯の貧困率は、子どもがいる現役世帯全体の貧困率の約４倍！
②母子世帯の平均所得は児童のいる世帯全体の４割以下！

■子どもがいる現役世帯の貧困率（全体と大人が一人の世帯）

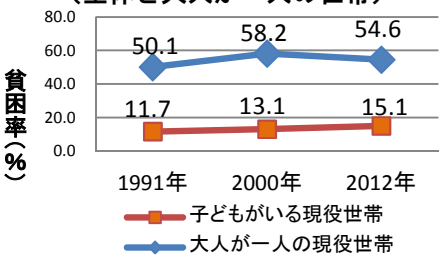

※現役世帯とは、世帯主が18歳以上65歳未満の世帯

■児童のいる世帯全体と母子世帯の平均所得

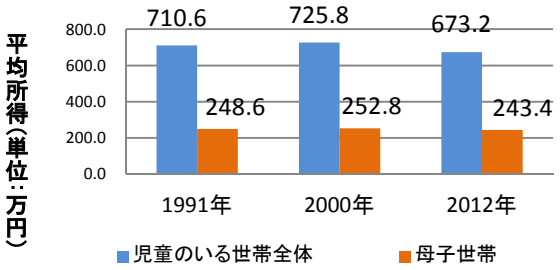

＜出典＞国民生活基礎調査

保護者の子育て力の向上

◆人間形成の基礎が培われる乳幼児期における保護者への支援の大幅な拡充が必要

①就学前の子どもの保護者への個別支援の充実
- 保育所において保育だけでなく、子どもとの関わり方についての助言など、親への支援も行う保育士等の配置に要する財政支援の強化
- 子どもの状況を適正かつ円滑に小学校に引き継ぐなど、生活面で課題を有する家庭と関係支援機関とをコーディネートする福祉の専門人材を保育所等において確保する仕組みの導入

②親支援・親育ての促進
- 乳幼児期の親育てプログラムの開発・普及
- 乳児院などを活用し、親子が共に生活をしながら養育と親育てを行うことができる制度の構築

母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の仕組みづくりによる児童虐待の防止

◆児童虐待の相談ケースは増加の一途
◆特に児童虐待により死亡した子どもの7割弱が３歳未満までの乳幼児であり、その対策の強化が必要

詳細は別紙１

住まい・就労・生活への支援

◆経済的に厳しい環境にある家庭に対して、手厚い経済的支援や保護者の安定した就労への支援が必要

① ひとり親家庭への支援策の更なる拡充
- 高等学校卒業程度認定試験や自立支援教育訓練のための講座期間中の生活支援策の創設、高等職業訓練促進給付金の支給額の増額による資格取得等支援策の拡充
- 児童扶養手当に係る所得制限の引き上げや、多子加算額に係る支給額の逓減措置の撤廃
- 医療費無料化制度の創設
- 養育費確保に向けた公的な支援制度の検討

② 母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金の更なる充実
- 母子父子寡婦福祉資金に係る連帯保証人なしの場合の貸付利率の引き下げ、生活福祉資金に係る所得制限の引き上げ
- 両資金の貸付限度額の引き上げ

【別紙１】

母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の仕組みづくりによる児童虐待の防止対策の強化！

＜現状＞

■心中以外の児童虐待死亡事例の子どもの年齢別割合 【H25年度】

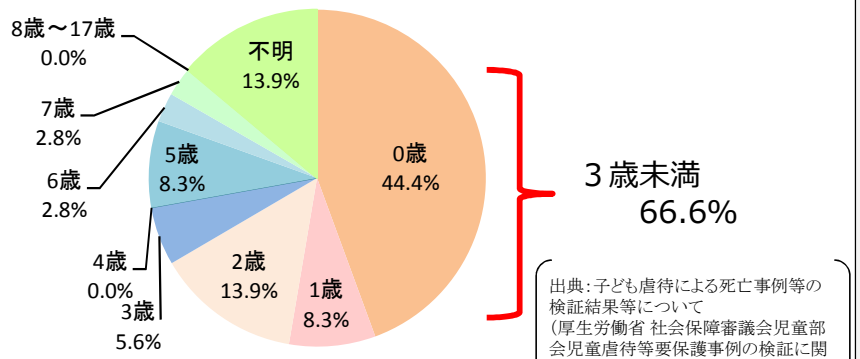

出典：子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について
（厚生労働省 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）

（参 考）

	0日児の死亡 （※1）	母子健康手帳未発行の児童の死亡 （※2）	妊婦健診未受診の児童の死亡 (※2)
虐待による死亡事例における割合	16.8% （このうち望まない妊娠の割合は ７0.4% ）	17.6%	21.7%

（※1） 平成15年7月～25年度累計　（※2）平成17年1月～25年度累計

※ 国においても、先般、児童福祉法等が一部改正され取組を強化（H28.6.3公布）

○ 母子保健と児童福祉の連携強化等
- 子育て世代包括支援センターの法定化とH32年度を目途とした全国展開
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職の配置　等

＜課題＞

◆母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の仕組みづくりの加速化

①児童虐待に関係する機関の体制のさらなる強化
②関係機関間での連携のさらなる強化
③地域で子どもや家庭を見守る体制の構築

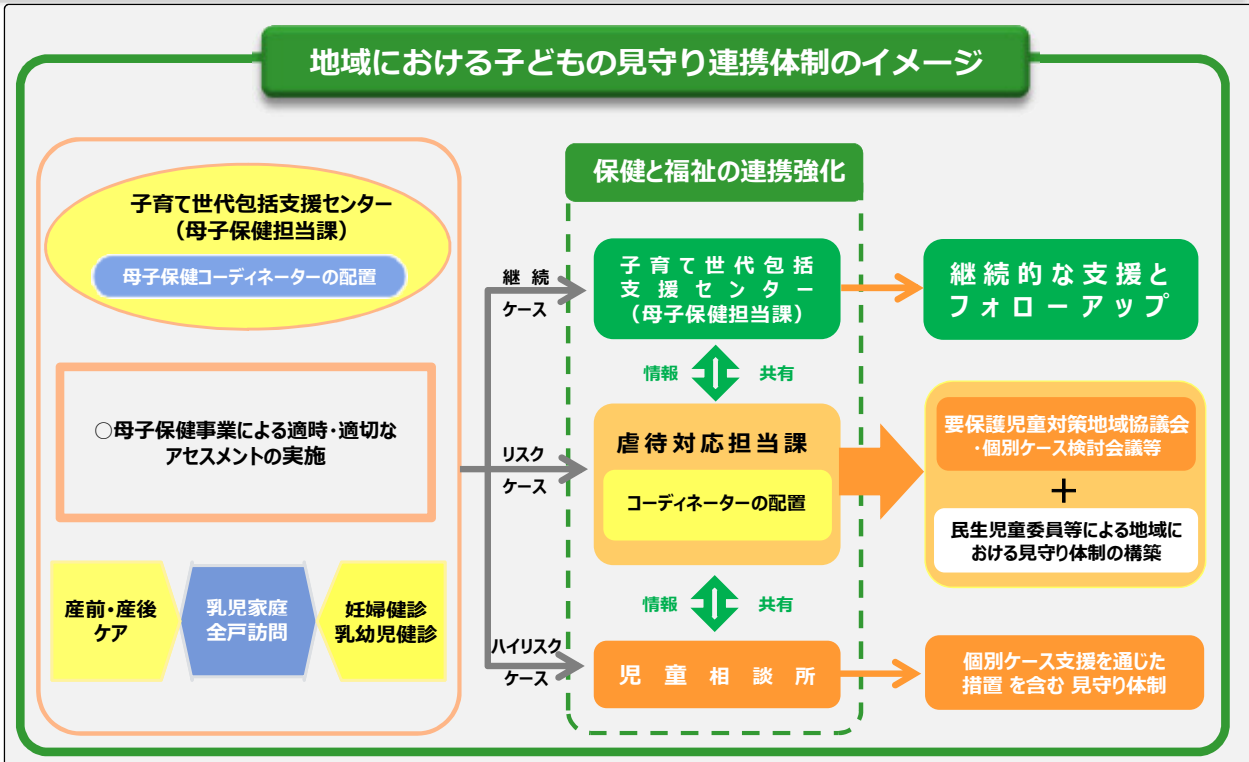

＜提言＞

子育て世代包括支援センターの設置促進

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の全国展開の前倒し実施と専門的な人材及び必要な財源の確保

子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進

地域福祉の中心的な役割を担う、民生委員・児童委員の活動費用の充実

市町村の子ども家庭相談体制の強化

要保護児童対策地域協議会の調整機関における専門性の確保に向けた人材育成、財政支援等の強化

児童相談所の体制強化

職員の専門性の向上や専門職の配置に向けた、人材育成・確保、財政支援等の強化

母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の仕組みづくりによる児童虐待の防止対策の強化！

項　　目	現　　状　　等	提　　言
子育て世代包括支援センターの設置促進 ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の全国展開の前倒し実施と専門的な人材及び必要な財源の確保	●保健師等専門職員の配置に対する財政措置（H28） ・子ども・子育て支援交付金（利用者支援事業 母子保健型） １か所当たり：専任8,563千円　兼任4,046千円 ●母子保健法の改正 ・母子保健施策が児童虐待予防等に資することに留意すべきことを明確化（H28.6.3施行） ・子育て世代包括支援センターの法定化（H29.4.1施行） ・H32年度末までに全国展開目指す（H28年度：251市町村実施予定）	●子育て世代包括支援センターの全国展開の前倒し実施及び継続的に実施するために必要な専門職員等の確保に要する財源の確保（子ども・子育て支援交付金）
市町村の子ども家庭相談体制の強化 ・要保護児童対策地域協議会の調整機関における専門性の確保に向けた人材育成、財政支援等の強化	●専門性強化のための研修等への財政支援 ・子ども・子育て支援交付金（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業） ・児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業費補助金（児童虐待防止対策研修事業） ●児童福祉法の改正（H29.4.1施行） ・市町村における支援拠点の整備 ・市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関に専門職員の配置及び研修受講の義務付け ※約８割の市町村で要保護児童対策地域協議会に専門職員を配置（H27.4.1） ※専門職の配置に対する財政支援が明確でない	●児童福祉法の改正等に的確に対応するために必要な研修等に要する財政支援の拡充（子ども・子育て支援交付金、児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業費補助金） ●専門職員の配置にかかる財政支援の明確化（新たな財政支援制度の創設など）
児童相談所の体制強化 ・職員の専門性の向上や専門職の配置に向けた、人材育成・確保、財政支援等の強化	●専門性強化のための研修や弁護士配置等への財政支援 ・児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業費補助金（児童虐待防止対策支援事業） ●専門職の配置に対する地方交付税措置（標準団体当たり　H28年度） ・職員数67人（児童福祉司39人、児童心理司15人、保健師3人を含む） ●児童福祉法の改正（H28.10.1施行） ・児童相談所の体制強化 児童福祉司の配置標準の見直し 児童心理司・保健師等、指導・教育担当児童福祉司の配置 弁護士の配置 ●児童相談所強化プラン（H28.4厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定） ・専門職員を今後4年間で1,120人程度増	●児童福祉法の改正等に的確に対応するために必要な研修や弁護士の配置等に要する財政支援の拡充（児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業費補助金） ●児童福祉法の改正に基づき確実に人員配置を行うとともに、児童相談所強化プランを着実に進めるために必要な専門職員の配置に要する財源の確保（地方交付税措置）
子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進 ・地域福祉の中心的な役割を担う、民生委員・児童委員の活動費用の充実	●民生委員・児童委員の活動費に対する地方交付税措置（H28年度） ・１人当たり年額59,000円（H27年度58,200円 16年ぶりの増額）	●民生委員・児童委員の活動に見合った財政措置（地方交付税措置等）

【子どもの貧困対策・重点施策２】子どもたちへの支援策の抜本強化①

子どもたちの学力と生徒指導上の諸問題の現状

①家庭の経済状況が子どもたちの学力に大きく影響
②小学校における暴力行為発生率が過去最多、不登校児童生徒数も近年増加

■SES別　平日の学習時間と教科の平均正答率＜小学校・国語A＞

家庭の社会経済的背景(SES)と子どもの学力との間には強い相関がある

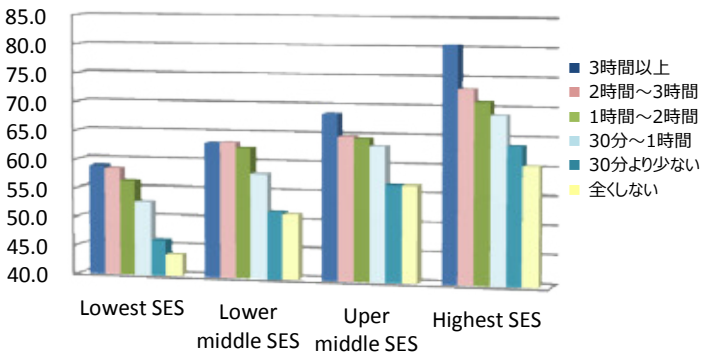

出典：平成２５年度 全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究（お茶の水女子大学）

・家庭の社会経済的背景（SES）：保護者に対する調査結果から、家庭所得、父親学歴、母親学歴の三つの変数を合成した指標。当該指標を四等分し、Highest SES、Upper middle SES、Lower middle SES、Lowest SES に分割して分析

■学校内外における暴力行為発生率の推移

（1,000人あたりの暴力行為発生件数）

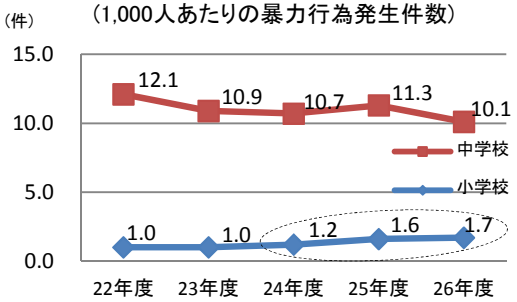

■不登校児童生徒数の推移

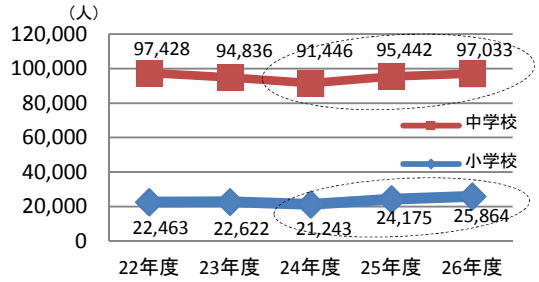

出典：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)

教育費や子どもたちの進路の現状

○公私間で教育費に格差

■子ども一人当たりの年間学習費総額（高等学校）

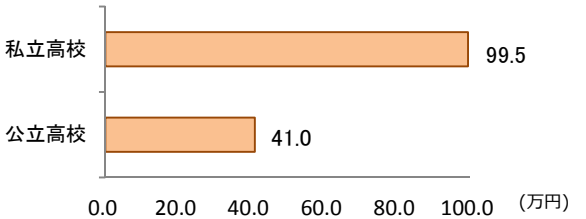

※高等学校等就学支援金制度等による支援措置後の総額

出典：平成26年度「子供の学習費調査」（文部科学省）

○家庭の経済状況が子どもたちの進学に大きく影響

■両親年収別の高校卒業後の進路

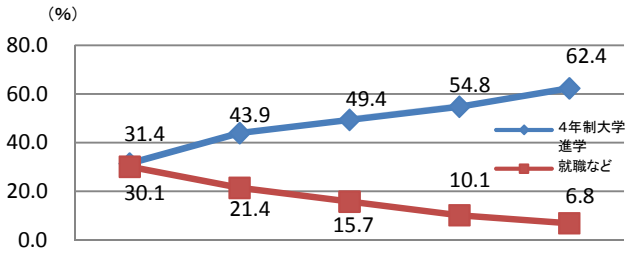

出典：東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第1次報告書」（2007）

学校をプラットホームとした支援策の充実・強化

◆貧困の世代間連鎖を断ち切るためには教育の力が重要

① 教職員定数の拡充
- 少人数・習熟度別指導など個に応じたきめ細かな学習指導の充実に向けた教職員定数の拡充

② 放課後等における学習の場の充実
- 放課後等における学習支援に対する補助対象経費の拡大など財政支援の強化
- 放課後児童クラブ等における利用料等の減免に対する財政支援の仕組みの導入
- 生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習支援について、国庫補助の事業費上限の撤廃など財政支援の強化

③ 地域と学校との連携・協働の強化
- 地域による学校支援活動に対する財政支援に必要な予算額の確保

④ 教育相談体制の強化
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充・待遇改善のための十分な財源の確保

進学に向けた支援

◆子どもたちの自立に向けた進学支援が必要

○公私間格差の是正や給付型奨学金の創設など教育費負担の軽減
- 高等学校等就学支援金に係る低所得者に対する加算支給額の拡充など公私間格差の是正
- 単位制高校進学者に対する支給制限、支給月数の制限等の問題解決に向けた、高等学校等就学支援金制度の更なる拡充
- 第１子と第２子以降の支給額の差の解消など、高校生等奨学給付金の充実
- 給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡大をはじめとする大学・専門学校等高等教育に関する教育費負担軽減施策の充実・強化

別紙２

【別紙２】

高等教育（大学・専門学校）への進学希望を叶えるための給付型奨学金の創設

＜現状＞

■両親の年収別の高校卒業後の進路

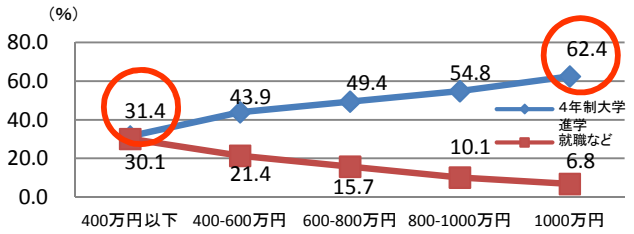

出典：東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター
「高校生の進路追跡調査第1次報告書」（2007）

■奨学金を申請しなかった理由

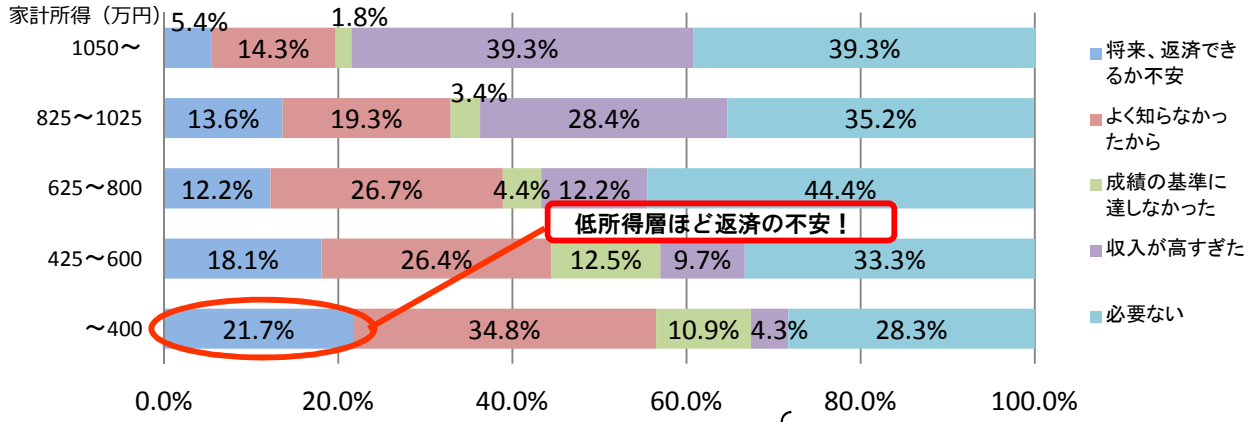

出典：東京大学総合研究センター　小林雅之
「教育投資・財源の検討のために　高等教育の場合」

■世帯タイプによる大学等進学率の差
（短大・専修学校含む）

出典：子どもの貧困の社会的損失推計
（2015年12月　日本財団）

■潜在的進学者数の推計　（2013年）

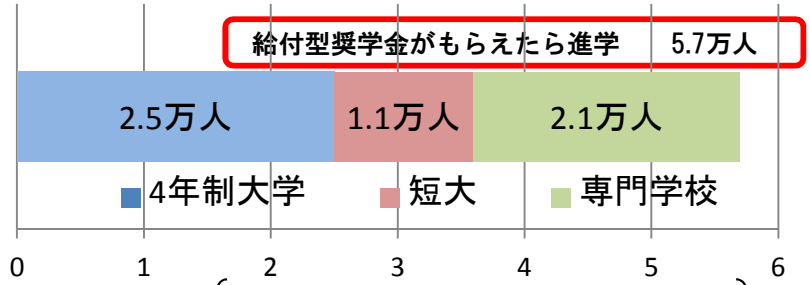

出典：東京大学総合研究センター　小林雅之
「教育投資・財源の検討のために　高等教育の場合」

※参考：経済財政運営と改革の基本方針 2016　（H28.6.2閣議決定）

・給付型奨学金について、世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。

■現在の返還免除規定のある貸付制度

・児童養護施設の子ども　→　５年の就業で免除

＜資格にかかるもの＞

・介護福祉士　→　左記の資格を活用する場で5年以上就業（県内要件有）で免除

・保育士　→　〃

・制度上の制限あり
・返還リスクを内包

＜課題＞

・経済面等生活基盤の弱い子どもたちが本人の努力の及ばない不利な環境により、高等教育への進学を断念することのない環境づくりが必要

＜提言＞

○子どもたちが経済的条件に縛られることなく、高等教育への進学を叶え、自らの将来を切り開いて行けるようにすることを第一義とし、給付型奨学金を早期に創設すること。

・例えば、ひとり親世帯、生活保護世帯、児童養護施設等の特に厳しい環境にある子どもたちが、確実に利用できる制度設計の検討

【子どもの貧困対策・重点施策２】子どもたちへの支援策の抜本強化②

里親等委託率と新生児等の新規措置先の現状

■里親等委託率の推移

（措置児童数に占める里親＋ファミリーホーム措置児童の割合）

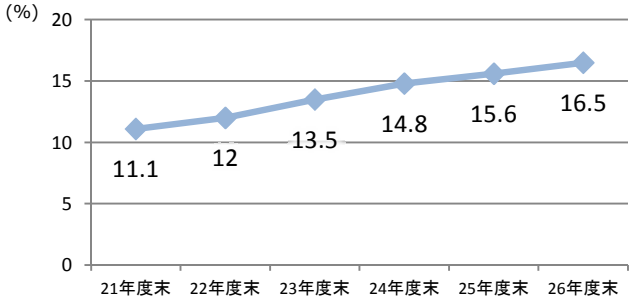

出典：福祉行政報告例、家庭福祉課調べ（厚生労働省）

■新生児等の新規措置の措置先（平成26年度）

	0歳（1ヵ月未満）	0歳（1ヵ月以上）	1歳以上2歳未満	合 計
乳児院	474人	1,012人	487人	1,973人
里 親	83人	173人	124人	380人

出典：家庭福祉課調べ（厚生労働省）

児童養護施設の子どもたちの進学の現状

○中学校を卒業した子どもの進学率 ：全体　98.4%　児童養護施設　96.6%
高等学校を卒業した子どもの進学率：全体　70.2%　児童養護施設　22.6%

出典：全国（全体）：文部科学省・学校基本調査、児童養護施設：厚労省家庭福祉課調べ、ひとり親家庭：厚生労働省・全国母子世帯等調査

■中学校卒業後の進学率

（H25　※ひとり親家庭H23）

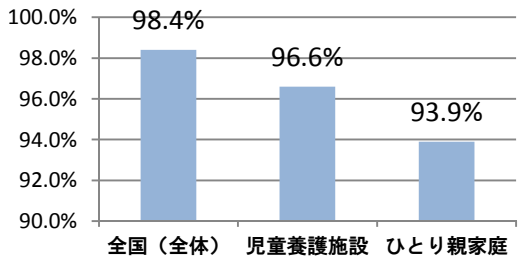

■高等学校卒業後の進学率

（H25　※ひとり親家庭H23）

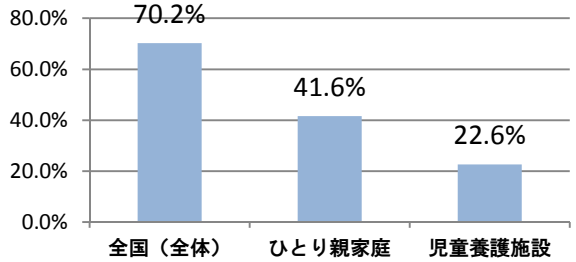

社会的養護の充実

◆特に厳しい環境にある子どもたちにとって社会的養護の充実が必要

①家庭的養護等の推進

- 家庭的な環境の中で養育に取り組む地域小規模児童養護施設等の充実
- 里親制度や養子縁組に関する普及啓発と財政支援の拡充
  例えば
  ➢里親月間や「養子の日」等を利用した集中的な広報・啓発活動
  ➢里親手当などの更なる充実　　など
- 民法の改正など特別養子縁組の推進
  例えば
  ➢特別養子縁組の要件の緩和や父母の同意が得られない場合に児童相談所が特別養子縁組の申立を可能にする等の民法の改正　など

②児童養護施設等の自立支援体制の強化

- 児童の特性に応じた学習支援や職業能力の育成を行い、学校や関係機関と連携して本人の希望する進路に導くとともに、退所後の就業や就学による自立に向けた生活の継続支援など、児童の自立支援を専門に担当する職員の配置に対する財政支援の拡充
- 児童養護施設等を退所し、進学する者に対する給付型の奨学金制度の創設

【子どもの貧困対策・重点施策３】都道府県の子どもたちの貧困対策計画等への支援

国主体の子どもの貧困の実態調査の実施と情報提供

○ 貧困の世代間連鎖の解消に向け、より効果的な施策につなげるため、国において、都道府県別の「相対的貧困率」や「子どもの貧困率」等について統一的な基準で調査するとともに、その結果や算出方法を自治体に情報提供すること

地方が取り組む子どもの貧困対策への継続的な財政支援

○ 平成27年度補正予算で創設された「地域子供の未来応援交付金」について、地域での取組をより効果あるものとしていくため、予算の恒久化を図るとともに、より使い勝手の良い交付金となるよう運用の弾力化を図ること